

オモン3 コンバインドサイクル発電所建設計画（第一期）【ベトナム】

施策所管局課国別開発協力第一課
評価年月日令和5年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム社会主義共和国
(2) 案件名	オモン3 コンバインドサイクル発電所建設計画（第一期）
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを 含む	<p>ベトナム南部メコンデルタ地域のカントー市にガスコンバインドサイクル発電所の建設を行い、ベトナム最大の都市ホーチミン市を含む南部地域への電力の安定供給を図る。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンバインドサイクル発電所建設・整備 ・コンサルティングサービス <p>ア閣議決定日：平成25年3月22日 イ供与限度額：279.01億円 ウ金利：1.4% エ償還（据置）期間：30年(10)年 オ調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、ベトナムでは年率平均7%前後の高いGDP成長率を記録し、本事業の位置するベトナム南部地域の電力需要は2011年の9,539MWから2020年に26,686MWへ増加すると予測され、電力供給能力の向上を図る必要があった。ベトナム政府が策定中の「第8次国家電力マスタープラン」案（2022年9月時点）では、同地域の経済成長促進及び国際競争力強化も手早い、2020年から2030年に全国の電力最大需要は38,706MWから93,343MWへ増加すると予測され、高い電力需要が見込まれている。そのため、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業実施の前提条件となる天然ガス供給事業については、天然ガス供給業者と発電事業者との間でガス供給に係る諸条件の基本合意がなされる等、ベトナム国内の手続きに一定の進展が見られたものの、発電事業そのものの資金計画について、ベトナム国内における承認が遅延しているため、借款契約が未締結であり、事業が開始されていない。ベトナム政府に対し、資金計画を含む事業計画の早期承認及び天然ガス供給契約の早期締結を繰り返し働きかけている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているところ、ベトナム国内手続きを慎重にフォローしつつ、本事業を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・国際協力機構から提出された資料